

古市三久議会報告

2014. 10. 26
No.18
電話 34 - 1139
Email: f393@cocoa.plala.or.jp



9月定例会は10月1日閉会しました。今議会は佐藤雄平知事にとっては最後の議会となりました。東日本大震災から3年半のご苦労に感謝を申し上げます。ご苦労様でした。

551億8千1百万円を補正

9月議会における補正予算の概要は、除染の推進を図るための市町村に対する交付金510億円の増額、太陽光発電の促進等に支援事業費1億5千万円、全県的な医療福祉ネットワークシステム構築事業費20億円、産学官連携による救急・災害対応医療機器の開発を促進する

経費として2億2千万円などです。一般会計の補正予算総額は551億8千1百万円、本年度予算の累計は1兆8,228億7百万円となりました。

浜通りの米価の下落は原発事故が原因

平成26年度産米の概算金が大幅に下落したことについて、県は「平成23年度以降の豊作や過剰作付、消費量の減少に伴う供給過剰による全国的な米価下落と原子力災害による風評の影響により、他の産地に比べ平成25年産米の販売に苦慮したことが大幅下落の要因」と説明しています。

対策 国による主食用米の市場からの隔離、生産調整

水田畑作課は今後の対策として「26年度の対策として、在庫（全国で22万トン）の国による更なる買い上げによる隔離。来年度以降は、生産調整（飼料米の作付等）による食料用米の減少を図っていく」と説明しています。

国民の声で「延命装置」を外して原発の終焉を

経済産業省は2016年の家庭向けの電力小売り自由化で、原発事業は赤字になる可能性があるとして説明し、政府が赤字を穴埋めすると提案した。

その中で「原子力事業者は長期的な投資回収を保証する地域独占・総括原価料金規制の下、原子力事業を行ってきた」と説明している。すなわち電力会社は独占市場で必要な費用を上乗せして電力価格を高く設定してきたということ。原発はコストを電気料金に転嫁しなければ維持できなかったということである。

政府のエネルギー計画では原発の「運転コストは低廉」とあるが、政府の保護がなければ成り立たないことが明らかになった。

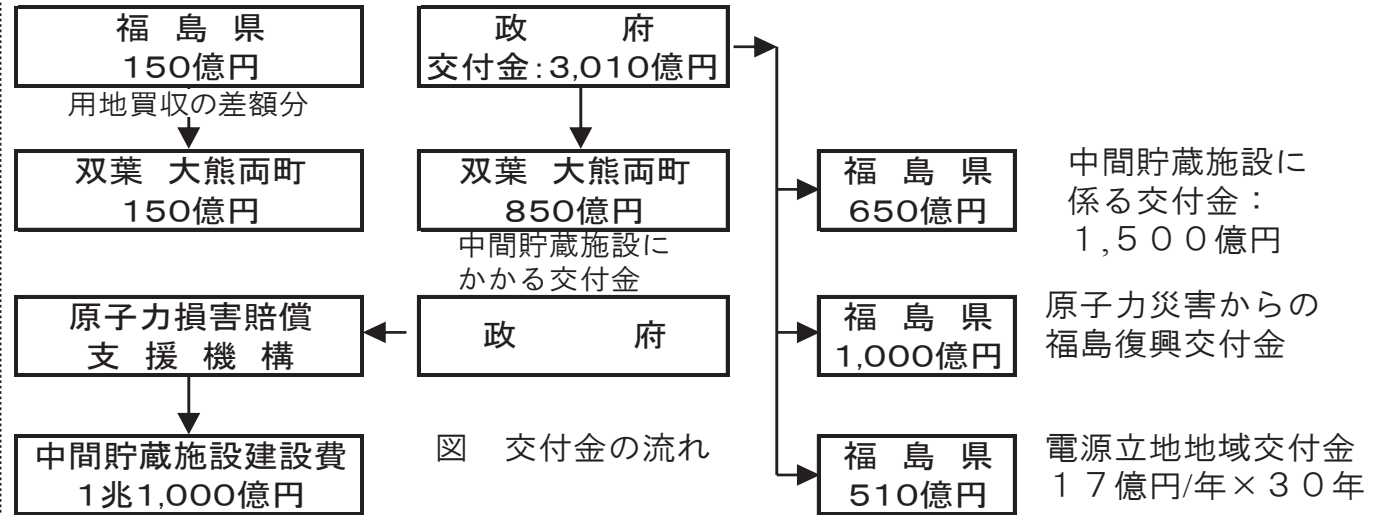
原発が「安い電気」であるなら、政府が金を出す必要はない。電力自由化後は、新たな保護装置がなければ原発を延命できないということは「安い電気」ではないことを認めたことになる。

小淵経産相は「原子力事業者が赤字にならないよう、原発の運転コストを補う税制上の優遇措置」を検討していることを明らかにした。本当に原発の「発電コスト」が安いのなら、こうした原発の補助制度は無用である。一方で原子力を守るために、再生エネルギーの推進を犠牲にしている。

国が電気の価格を保証して税金も優遇しなければ、原発は延命できないということだ。世論で「延命装置」を外して原発を終わりにしなければならない。

東京電力は事故責任を取らず 事故のコストは国民が負担する

中間貯蔵施設の建設に向けて地権者を対象に用地補償に関する説明会が行われました。原発事故は「東京電力は事故責任を取らず」「被災者は自己・事故責任を負わされる」「事故のコストは国民が負担する」ことが鮮明になっています。



用地買収費1,000億円含む

交付金は、双葉大熊両町には総額1,000億円(850億円+150億円)が入り、福島県には総額4,170億円(650億円+1,000億円+5010億円+2,010億円)が入ります。2,010億円は(これまでの電源立地交付金67億円/年×30年)です。福島県の150億円は、一般財源からの支出となります。

総括審査 質問

巨額の交付金の財源は？

Q：国から交付される3,010億円の財源は。

A：「中間貯蔵施設に係る交付金」と「原子力災害からの福島復興交付金」の財源は検討中である。電源立地地域交付金の財源は「電源開発促進税」です。

中間貯蔵施設を受け入れの交付金は全て国民の財布税金から

二つの交付金について国は検討中との答弁ですが、東日本大震災復興特別会計からの拠出であり、復興特別税等が当てられます。電源立地地域交付金は電気料金に上乗せされており、全て国民の懐からの支出となります。東京電力に負担はありません。

巨額の交付金の行方は？

Q：交付金3,010億円の使途について、被災者の生活再建を含めどのように活用していくのか。

A：風評対策や帰還支援、新たな研究機関の運営費など、生活再建・地域振興等に必要ハード事業やソフト事業に幅広く使えます。既存の復興交付金や福島再生加速化交付金等を活用し、国の復興予算では対応できない県や県内市町村の実情を踏まえて活用していく。

中間 = 最終 ???

貯蔵施設は福島県の復興には必要な施設です。県は30年以内に県外処分の法制化を条件に受け入れましたが、県外で廃棄物を受け入れる自治体がいなければ「絵に書いた餅」です。原発は住民を「安全神話」で瞞着し、貯蔵施設は「最終」を「中間」でごまかす、これが国の本音では???

双葉郡は原発により約40年「交付金」で潤い、40年後廃墟になり、30年後、新設された「交付金」で復活するのか問われています。

中間貯蔵施設建設費 1兆1,000億円は復興予算として計上

Q：中間貯蔵施設の建設費用の財源は。

A：国が「放射性物質汚染対処特措法」に基づき復興予算として計上した上で、事業実施後に国から東京電力に求償する。

中間貯蔵施設費用は機構法第68条に基づく資金交付

新・総合特別事業計画には「中間貯蔵施設費用相当分については、事業期間（30年以内）に渡り、機構に対し機構法第68条に基づく資金交付を行う。このための財源は、エネルギー施策の中で追加的・安定的に確保し、復興財源や一般会計の財政収支には影響を与えない」となっています。

枝野国務(経済産業)大臣 今回の事故は68条は想定外

東日本大震災復興特別委員会(平成23年10月24日)において、柿澤未途議員の質問に対する枝野国務(経済産業)大臣答弁は以下のとおりです。

枝野国務大臣「機構法51条それから68条による資金交付は、交付国債による資金援助の補完的な措置として定められているものと理解をいたしております。

その上で、まず68条でございますが、これはもうまさに賠償額が著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情に照らし、膨大な賠償額が生じている場合ということを想定しているものでございまして、相当厳しい要件が付せられております。少なくとも、今回の東京電力の福島事故においては、これの条文に該当することを私は想定しておりませんので、これを使うつもりは私はありません。」

東京電力 返済義務なし

政府から交付された国債を現金化して渡した分は機構法第59条に返済の規定はありますが、第68条による交付には東電に返済義務の規定はありません。東京電力はもらいっ放しで、国民負担の懸念があります。

県の答弁は詭弁 支援機構は東電救済の資金ルート

県は建設費用を「国が東電へ求償する」と答弁していますが、法的には根拠のないものです。

政府が決めた東電の賠償枠組みは、政府が機構を通して不足がないように、現金で手当ができ、機構から返済するお金は国債分だけで、現金分は要求しない仕組みになっています。東電には「タダでもらえる資金ルート」といっても過言ではありません。それは兆円単位の税金です。

被ばくの国による一元管理

Q：国が原発労働者の被ばく線量の一元管理を行うよう求めるべきではないか。

A：「国から指定されている放射線登録センターが管理している。東京電力、事業者への指導を国に求めていく」

国も県も一元管理に「および腰」

命を削って収束作業に携わる作業員に報いるには、国が被ばくデータを一元的に管理して健康管理は国が責任を持つべきです。

多数の作業員が、線量レベルの高い作業環境で交代して作業に従事しています。作業は今後とも長期間にわたって継続せざるを得ないものと想定され、このような状況に適切に対処するため、作業員の被ばく線量の一元管理を適用して正確な記録を作成しておくことが重要です。

わが国で原子力発電が始まってほぼ50年が経過していますが、一元的な管理は未だに実現していません。先進国ではすでに一元管理体制が構築されています。この事故を機会に、一元管理体制を構築すべきです。

東京電力に全ての作業員の安全管理責任を

Q：東京電力（発注者）へ現場での事故管理・安全管理に重い責任を課すような仕組みづくり（労働安全衛生法の改正）を国に求めるべきではないか。

A：「現状の仕組みの中で更なる安全確保や環境の改善が必要であることから、作業員が安全に安心して働くことができるよう、東京電力への指導徹底を国に求めていく。」

東京電力に現場作業員の安全管理に責任を課す法改正を

福島第一原発の作業現場は下請けの重層構造になっています。その結果、賃金のピンハネ、作業員の被爆管理など安全管理の責任体制が不明確になっています。東京電力は現場作業員の安全管理には責任を課されていません。東京電力の責任は問われなくなっています。

廃炉・収束作業を安全に進めていく上では労働者の作業環境の改善は不可欠です。関連法の厳格な適用と法改正により、東京電力に現場作業員の安全管理に責任を課すべきです。

50歳以上の東電社員 福島第一へ配置替え???

仄聞するところによると、東京電力は50歳以上の社員を福島第一原子力発電所に配置替えをしているようです。実態は不明ですが、福島第一は東京電力の姥捨て山化しているのでは？ 原発事故を引き起こしたことにより東京電力の社員も悲哀を被っているようです。これが事実なら、東京電力は福島第一は危険地帯ということを目撃したことになります。

汚染水の放出は県民全体に説明を

Q：サブドレンによる汚染地下水の放出は、東京電力は漁業関係者だけでなく県民全体に説明すべきではないか。

A：汚染水対策の全体計画や効果などを県民に分かりやすく丁寧に説明するよう国及び東京電力に求めてきており、引き続き求めていく。

世界三大漁場の一つに放射能を垂れ流している東京電力

事故から3年半が経過した今も原発から汚染水が漏洩し続け、対策も順調とはいえません。その結果世界三大漁場の一つを汚染し続けています。生態系への影響が懸念されます。海の汚染は生態系システムの危機なのです。

土砂災害対策

今次定例会は広島の土砂災害に関連して、福島県の災害対策についての質問が多くありました。

いわき市の現状について土木部砂防課に説明を求めました。県内といわき市の指定状況は下図の通りです。

土砂災害対策は平成11年「広島災害」を契機に、12年に立法化され、福島県は平成16年から警戒区域等の指定を始めました。平成32年まで全体の50%を指定する計画です。その後も引き続き実施する予定になっています。これまでの指定に34億円を費やしました。

土砂災害区域の指定状況 平成24年9月現在

	箇所数	県内	いわき市
土砂災害危険箇所		8,689	1,628
土砂災害警戒区域指定イエローゾーン		2,309	499
土砂災害特別警戒区域指定レッドゾーン(イエローゾーンの内数)		1,855	455

土砂災害警戒区域 イエローゾーン
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。
土砂災害特別警戒区域 レッドゾーン
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。